

午後 2 時13分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず報告の質疑を行います。

それでは、報告第12号平成23年度甘木鉄道株式会社の決算についてを議題といたします。質疑ありませんか。6 番中島秀樹議員。

○6 番（中島秀樹君） 2 点質問いたします。

まず1 点目は、有価証券が決算書といますか、貸借対照表に上がってるようですが、これはどういったものを購入してるのかお尋ねいたします。

2 点目は、損益計算書の中で、営業利益の段階では赤字のようなんですが、甘木鉄道が業況が悪くなると、朝倉市には影響が大きいというふうに考えます。こういった中で、市として売り上げについて、どのように認識してるのか。もう少し市として、私は努力すべきではないかなというふうに思ってるんですが、この2 点をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） 有価証券でございますけれども、これについては全て社債でございます。社債を詳しく述べる必要があれば申し上げますが、これについてはオリックス債と九州電力、それからロイヤルバンクスコットランドというところの社債でございます。以上が貸借対照表に記載されてます7,000万円の内訳でございます。

それから、営業利益でございますけれども、これについては大変、創業以来といいましょうか、営業利益の中で黒字がまだ出てないというところが実態でございます。これについては基本的には乗っていただくということだろうと思います。それも沿線自治体の方々に乗っていただくということが大変重要かと思しますので、これにつきましても沿線自治体と協議をしながら、支援と体制をとっていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 6 番中島秀樹議員。

○6 番（中島秀樹君） 今、社債の中身なんですが、こういう時節柄でございますので、ロイヤルバンク・オブ・スコットランドですか、これ外国の社債ということで、大丈夫なのかなというふうに心配をしていますが、その点につきまして、市としましては安全性について、どのように認識してありますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） 市としてということでございますが、まず運用につきましては、それは本体といいましょうか、甘木鉄道株式会社のほうにお任せしてしますので、それについては市のほうから何ら申し上げることがないというふうに思ってます。

ただ損益計算の中では、実際に営業外収益の中で受け取り利息の124万3,000円分と、それから概算で申し上げておりますけれども、それから営業外の有価証券売却損ということも、実際今回出ておりますけれども、これについても収支の部分としては、運用というのはうまくいっているんじゃないかなというふうには理解をしておりますので、もし機会があれば外貨外債といいたししょうか、ロイヤルバンクの分については、大丈夫かなというのは確かめていきたいというふうに思ってます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 損益計算書、22年度と23年度の決算書をいただきましたんで、比較させてもらったら、損益計算書の中で、22年度は国庫補助金がゼロ、それから市町村補助金がゼロだったんですけども、23年度は900万円、それから国庫補助金も440万円、かなり差がありますけれども、これはどういうふうな推移になってるのかをお尋ねしたいのが1点と、それから23年度の朝倉市の一般会計の決算書で、毎年——決算書持ってきてますけれども——企画調整費の中で138万5,600円の23年度決算が上がってますけれども、この金額は甘鉄の決算書の損益計算書の中で、どの部分に入ってるのかをお尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） まず、23年度の損益計算書でございますけれども、国庫補助金、市町村補助金でございますが、これは実際に甘木鉄道が踏切等々の工事をされた分が入ってきてる分でございますので、そのような御理解を賜りたいと思います。踏切の改修工事のときに国庫補助事業があったりとか、朝倉市ではございませんが、小郡市のほうであった分の工事でございますので、その分の費用が入ってるというふうに御理解を賜りたいと思います。

それから、申しわけございません。企画調整費というのが、市の決算書の中の企画調整費でございますね。支援事業で実際に行ってる分は、基金の貸し付けでございます。基金の貸し付け、昨年度はございませんので、貸借対照表でいけば、固定負債の長期借入金、23年度貸借対照表の中では1億2,487万5,000円、これが甘木鉄道に対する貸し付けでございます。これは無利子の貸し付けでございますので、その分で甘木鉄道のほうには負債と上がっておりますけれども、年次的に返却をいただいております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 甘鉄の支援事業の中の決算で130万円が、損益計算書の中で市町村補助金の中とかには入ってないわけですね。あわせてお尋ねしますけれども、市町村補助金は、これは朝倉市とか筑前町、小郡とかあると思いますけれども、配分なりがわかれば教えていただきたいと思いますけれども。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） まず企画調整費の中の百三十何万円という、済みま

せん、金額的にははっきり申し上げておりませんが、それについてはあくまでも基金でございまして、基金の運用益を市のほうが積み立てると。その分を交通体系基金と申しましょうか、その中で積み立てておりますので、その分で甘木鉄道が、例えば工事等々をすれば貸し付けるということでございますので、実際、市の中の企画調整費と甘木鉄道の決算とは相對しないということで、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、出資割合ですけれども、実際、本年度から地域交通確保維持改善事業、地域公共交通確保維持改善事業の中でレール交換等を着手してまいります。この分については朝倉市と出資割合等は、それぞれ分けておりまして、まず出資割合が70%でございます。それから、標準財政規模で10%、それから営業キロで10%、定期券というか、定期券の利用者、それぞれ沿線の利用頻度という分け方をしまして、その分が10%ということで、それぞれの市町村に割合を出して、本年度、24年度から行ってます市町村の協調補助ということで行わせていただいております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 6番議員と若干中身が似てくると思いますが、甘鉄ができたのも61年からという長い経過を得てます。これにつきましては御承知のとおり、国鉄の赤字路線廃止から、この朝倉地域をどうしていくのかという中で、行政側といたしましては、大量輸送機関として存続をしていくべきであるというような結論の中で、いろいろ苦労して、これを残してきた経過があるというふうに思っております。

そういう中で、平成18年には災害がございまして、乗客が一時離れていくのではないかなという心配もしましたが、その後、若干もとに戻ってきたなという安堵もあったところですが、これから課題としてありますのは、一つはこれを運営していくのに、施設がある程度老朽化している。そういう面での経費が増大をしていくであろう。さらには、燃料費等が今でも高騰しておりますけれども、そういう経費が当然要るであろう。さらには、少子化傾向に伴います通学定期等の減少、そういうのも当然予想されてくる。そういう課題があるわけですが、私は当時の、行政として当時のつくったいきさつというものを肝に銘じて、行政と甘鉄会社が一体となって、鉄道存続をしていかなければならない、いうふうに思っておるわけです。

そういう意味では、今後の取り組みとして、行政として甘鉄に対し、市長は社長でございますけれども、社長という意味ではなしに、市長という意味での今後の取り組みについてお考えになっておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今回、初めて甘鉄の経営状況について、議会に報告するという形になりました。ここに書いてありますように、少子化の中で、定期の中でも通学定期が減少しております。一方、通勤定期について見ますと、これはそのときの状況によってふえたり、要するにガソリン代が上がりますと、油が上がりますと、通勤定期がふえるという

ようなことであります。

問題は、先ほど田中議員言われましたように、甘木鉄道の出発点、私も当時、一市会議員として、この鉄道の出発点のときに、甘木市議会に在籍をしておりました。あのときにどうしても、鉄道を残そうやということで、地域の住民の方、これは議会もその当時、そうだったと思いますけども、議会についていいますと、出資はやめようと、議員みな出捐しようということで出捐をしました。多くの住民の皆さん方も出捐をいただきました。そういった地域の、自分たちの鉄道であるという意識が、出発点は非常に強かったんです。しかし、年数がたちますと、だんだんそういった意識が薄れてきたということも事実だろうと思います。

ですから、今、甘木鉄道を育てる会ですとか、いろんな団体ございます。そういった団体と一緒に、もう一度出発点に返って、地域の住民の皆さん方にもう一度思い出していただいて、甘木鉄道はみんなで支えていこうやという気持ちを持っていただくような取り組みをやっていくべきかなというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） お尋ね申し上げます。

構成市町、2市2町だと思っておりますが、これの出資割合を再度お尋ね申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） 資料5ページをごらんいただきたいと思います。ここに株式の状況を記載をさせていただいております。上段が自治体でございまして、朝倉市、小郡市、筑前町、大刀洗町、基山町、東峰村ということで、それぞれ株数を書かさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

それから補足でございます。申しわけございません。浅尾議員で、国庫補助と市町村補助ということでございましたけども、資料6ページでございます。申しわけございません。そこに国庫補助事業、それから小郡市負担という市町村負担がございますので、この集計が上がっているというふうに御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 甘鉄のほうがますます発展していきたいというふうな思いで、御意見を述べさせていただきますけれども、駅周辺のインフラの整備がおくれている地区が多々見受けられるかなというふうに思っております。例えば高田地区あたりは筑前町との境で、道路、それから駐車場等々もおくれているような状況もございますが、そのあたりインフラの整備は、私、ぜひ市町村がやるべきだというふうに思っておりますので、そのあたりの考え方について御質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） それぞれの駅の整備というのは、それぞれの市町村のほうにお願いをしているというのが実情でございます。十分関係市町村、会合等々ごと

にインフラ整備についての重要性も、共通の理解としてつくっていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号平成24年度甘木鉄道株式会社の事業計画についてを議題といたします。

質疑ありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。コスモスのときに甘木から基山まで乗る機会がありまして行きました。キリンビールのコスモス園について、非常に乗客の方、来てる人がいらっしやったんですが、案内等がなかったんじゃないかなと。乗っていただくためには、それぞれ地域とともに発展していかにかいかなというのが、甘木鉄道にはもう一つあると思います。

お話がありましたように、国鉄のときに朝3本、夕方3本ぐらいで、果たしてこれがうまくいくであろうかという採算性も大事なんですけど、地域とともに今、インフラ整備もそうですし、イベント等の案内、告知等、基山駅のところにコスモスの花壇といいましょうか、フラワーポットを置くだけでも、何かあってるんじゃないかな。交通渋滞も大分変わってくるんじゃないかなとも思ったりしますが、そういう地域おこしの、そういう事業計画についての指導は、朝倉市はしていないんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） 実際に指導までは至っておりません。経営そのものは甘木鉄道が精力的にやっけていただいているというふうに理解をしております。機会がありましたら、例えば今議員が言われた、コスモスの雰囲気づくりだとか、基山、太刀洗駅の看板等々については申し添えたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。採算も本当に大切なんですけど、もう一つ、公共交通機関の大事なことがあると思ってます。視察に行ったときに、あえて女性の乗務員さんに乗せて、地域に溶け込む鉄道にしようとしたところもありました。もう一回、そういうところもぜひ指導をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 答弁は。

○11番（富田栄一君） いいです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 事業計画書なんですけど、余り業況がよくない会社にしては、ちょっと薄いなど。株主としてももう少し物を言うていくべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。言うていくべきではないでしょうか。実際に何か言われましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） 今後充実をさせていきたいというふうに思っておりますけども、何分事業計画で、事業報告の中では最初の取り組みでございましたので、今後指導をしていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 事業計画書の1ページから2ページにかけてですけども、それから、3ページに関しまして、（発言する者あり）済みませんね、気が小さいもんで。今年度、23年度におきましては、4万近くの減になってますね。それで、先ほど9番議員のほうから全体的な質問で市長が答弁されました。

具体的に、まず1点目は4万人、乗客の減が、何らかの具体的な理由があるのかどうか。急激に130万前後の上で推移したものが下がってるということ、これ特別な理由があるのか。これが今後の見通しというふうに書いてありますけども、この原因がつながっていくのかどうか。これに対してどう対応していくのかというのが、次の課題として出てくる。

これについてもそこまでは言いませんが、もう一点は、これ市長に、社長ということでもそうですが、今、乗客の増を図っていく場合に、私も実は出捐金を出し、出資者で出資金も出しております。両方出しております。もともとが初めから何らの配当金とか、そういうものを期待して出したわけではありません。

しかし、1回、乗客の問題で、途中で出資者が無関心になってる。一応今現在乗ってる高校生だとか、あるいは一般の通勤客とか、そういうのは一応の固定客として見込めるけども、それ以外の人たちをどう関心持たせて、そして乗客として、常勤ではなくてもいいけども、乗っていただくのかということを提案したときに、私、以下配当金のお金は要りませんと。そのかわり無料乗車券を配布したらどうかということで、1回だけありました。

それで、それによって非常に経費がかかるわけでも何でもなし、1人で乗る人もおるでしょうけども、話によりますと、そういったものに介して喚起していく、そうすると例えば奥さんと乗る人もおるでしょうし、あるいは子どもさん、あるいは周りの人と乗って、何か呼び水をしないといかんのではないかという提案をしたことがありました。今のような形になりました。

だから、具体的に総論的な話も重要だし、今問題点、いろんな状況を話すのも一つですけども、解決策には、具体的な解決策にはなかなかならんというのが多いと思います。

それでわずかなことであっても、それがプラスになる可能性がある。私たちのような出資者は総会に来ます。出席してくださるかどうか。みんな、昔はしょっちゅう行ってましたけど、ほとんど今は行っておりません。ほとんどの出資者が行っていない。だから、そういった面でも、4万の減がなってる。

今課長から、その点は質問しますが、市長はそういった、私のこれ提案ですけども、そういった意味で、理事会でも取締役会でも、話をしていただけたらいいんじゃないかな

というふうに提案しておきます。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） まず1番目の質問で、4万人減少してるということでございます。決算のほうの事業報告書の2ページのほうで、輸送人員実績表というのがございます。その分で22年から23年にかけては、通勤客が伸びてるんですけども、通学がかなり減少してます。これは御承知のように、少子化の減少だろうというふうに思っております。

ただこれ輸送人員といいますのは、乗った方の実際の数字ではございませんで、一つカウントの仕方がございまして、例えば定期券を買われた方は、買われた段階で30日の掛け2というふうに、60をカウントするというような一定のルールがございまして、その中で出した数字ですので、実際に甘木鉄道に乗られた数の数字ではございませんので、まずそこは御理解を賜りたいと思います。

4万人というのは通学者、通学定期が減っているということだろうと思っております。それからすると23、4年についても、かなりの影響が出てくるのかなというふうに思っております。

ただ先ほど申しましたように、甘木鉄道、皆様方の念願といいましょうか、志願で存続をされた鉄道でございますし、沿線自治体のほう等も呼びかけまして、乗っていただくということで対応はさせていただこうということで、先ほど申しましたように、担当会、課長会の折等々には協議を続けさせていただこうというふうに思ってます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 実藤議員が株主とは知りませんが、私が社長になって、まだ一度も総会にお見えになったことがないようなので、いずれにしましても、さっき言いましたように、今、実藤議員言われましたように、当初出発時点と非常に地域住民の関心といいますか、それが薄れているということは事実です。

そういうことを喚起するとともに、例えば今の通学の件でいいますと、ただ単に児童が減っているということもありますけれども、意外と通学の人たちが電車で昔よりも乗らなくなった。それは親が送っていったり、学校まで、そういう状況があるんで、今、私が直接高校に出向いて定期券を買ってくれという形で、高校で定期券を販売するとかいうこともやられているそうです。

いずれにしましても、いろんな形の努力をしながら、少しでも乗客を確保していくということに努力をしていきたいというふうに思ってます。（発言する者あり）乗車券は、今は来てないんですかね。会社のほうに検討するように話しておきましょう。（発言する者あり）1回だけで終わったですか。（発言する者あり）1回分だけでもいいということですか。（発言する者あり）わかりました。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第83号議案専決処分について（平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）について）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第84号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

質疑ありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 補正予算で考え方だけお聞きをしたいと思います。16ページの基金管理費でございますけれども、一般財源として2,127万7,000円減額をされておりますが、これは補正予算を組むための一般財源を確保するための予算の措置だというふうに私は理解をいたしておるところでございますが、これは9月の多分議会で積立金としてしたのは、繰越金を積み立てをされた分であったわけです。財調に3,000万円ぐらいたったかな。当時財調に3,488万5,000円、それから減債基金に4億3,000万円程度、いわゆる地財法、地方自治法という2分の1を下らない範囲で措置がされていった経過があるわけでございますが、当然2分の1をはるかに上回っておりますが、今回の補正予算で、せっかくこの前の決算のときにも、財調等に積み立てができるものは積み立てをして、将来のために財源確保をしていくというような説明もあっておりました。

今回、こういう措置がとられておるのは、交付税にしろ、税収にしろ、あるいはその他の予算の見直しにしろ、一般財源としてこれを落とさなくても、一般財源としての留保額がないのか。あるいは一般財源の確保ができなかったのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 16ページでございます。歳入の財政調整基金からの繰り入れを減額で2,127万7,000円しております。議員言われますように、9月議会で前年度の繰越金が8億5,000万円程度ございましたので、約半分を減債にしまして、残りを補正財源、そして余った分を3,488万5,000円ございましたけど、それを積み立てをしておりました。それを今回、12月補正の財源が足りないということで、ここを減額で2,127万7,000円しまして、残としては、繰り越しの残は、まだ1,300万円程度残っているところでございます。

それともう一点の地方交付税の関係でございますが、今回、当初予算で計上しておりますが、現在、算定が終わりまして、普通交付税のほうが約3,400万円、予算より不足しております。それから、臨時財政対策債のほうが1,000万円程度、これは予算よりも多く来ておりまして、差し引きで不足のほうです、2,400万円程度、普通地方交付税と臨財債が足りてない状態ですので、そちらで財源が出せなかったという形で、言われますように財政調整基金で調整させていただいたということでございます。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） なぜこういうことを聞くかといいますと、当然今は12月議会ですね。次は3月議会で、特別なことがない限りは、追加補正というのはほとんどないであろうと。そうすると3月の決算の状況見てみると、かなりの余剰金が出てくるというようなことになるのではないかな。この前の決算の中でも、こんなに多くの余剰金があって、何で事前に整理できないのかという御意見も十分にたくさんあったと思いますが、そういう観点から見ますと、せっかく積み立て、我々も審議しながら積み立てをしておった。

ところが、3月では、ここで落としておって、また3月で余剰金がいっぱい黒字として出てくるというような形が出るとするならば、多分そういう形が出てくるのではないかな。その辺はもう少し慎重に、中身を見ながら予算措置をやっていただきたいというようなことでお尋ねをしたところでございます。そういうことでひとつ今後またそういう点、気をつけていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。答弁はよろしゅうございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第85号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第86号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第87号議案朝倉市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第88号議案朝倉市土地改良事業及び農林業等事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第89号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第90号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るためにという形で、国の政策の中で、それぞれの地方自治体の自主性をするための条例改正だというふうにとってます。

朝倉市には、都市公園のほかに市街地化公園、またその他の公園と、いろいろな公園がありますけれども、都市計画、準都市計画という地域計画を市は新しく持ってます。これから先、公園政策について、どういうふうな考えがあるのか。今までの公園をもう一遍見直すところがあるのか。それとも新しくするという形の条例改正なのか。単なる変わったんで書きましたというのか、そこあたりを聞きたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（末次和幸君） 今言われましたように、第2次一括法によりまして、都市公園法の改正がございますので、条例を新しく制定いたしました。今のところ、公園をどうこうするという考えは、今のところはございません。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 準都市計画等地域規制をしてるんですから、その他の公園とか、いろいろ合併前からずっとありますんで、ぜひ朝倉市らしい公園政策をもう一度、これを機に考えていただいたらどうかなと思ってます。いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長

○都市計画課長（末次和幸君） 用途地域内、都市公園については、参酌基準を満たしております。それとほかの用途地域外については、参酌基準を満たしていません。今現在、参酌基準によりますと10平米以上ですかね、市町村の区域内は、参酌基準は10平米以上になってます。現在は、朝倉市内の区域内での公園整備は5.72平米になってます。それに付

いては見直しを行いたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） この議案は、私ども当然委員会に付託されるわけで、この中身を聞くわけではございませんで、今ちょっと言われましたように、今回の分権一括法、1次、2次を受けて、今回10本程度の条例改正なり条例制定がなされておりますので、まず最初のほうということで、ここで考え方としてお尋ねをしておきたいと思いますが、委員会での審査の参考にしていきたいというふうに思っておるところでございます。

執行部の考え方ですが、今回につきましては、義務づけ、枠づけ、法律による義務づけ、枠づけを廃止をして、自治体の裁量権によって、いろいろな基準を設けるために条例制定をやりなさいと。今ちょっと言葉も出ましたけれども、参酌基準がございますし、あるいは標準的なやり方も、法律に基づく標準的な、あるいは法律に義務づけて、市町村であるものを市町村条例に上げる部分もありましょうし、あるいはそれについても全然だめということじゃなしに、市町村で上出し、横出し等も当然考えられるような中身があるのではないかなという理解はしておりますが、この一括法によります今回の条例の制定、改正等に伴いまして、執行部としては、朝倉市の独自性をここで出していこうというようなことで、いろいろなことで参酌基準等についてはかなり緩んで、市町村の裁量でできる部分であると思いますので、そういうものを含めて、そういう基準で今回の取り組みをされた中で、今回の全体的な条例制定がなされておるのか、ここでお聞きをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（秋穂修實君） 今、議員の御説明がほとんどでございまして、今議会上程してます条例の一部改正及び条例の制定案14件のうち10件につきましては、そもそも地域主権一括法に伴う条件整備でございます。これはこれまで国が法令により定めておりました、さまざまな基準を、地方公共団体が条例で独自に定めることができるようにしたり、また県が持っているさまざまな権限を市町村へ移すようにするなど、先ほど言われましたように、市町村の独自性、自立性を高める改革を進めるよう、関係の多くの法律を一括して改正するのがこの狙いでございまして、具体的な中身につきまして、担当課ごとに理解をしてると思いますので、私のほうは総論的に地域主権一括法の中で、今回10本の条例改正が行われたということでございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 中身がここはこうしました、こうしておりますというのは、それぞれの委員会で、十分に審査がなされるであろうと私は思ってますので、基本的に朝倉市として、この条例制定なり改正をすることに対して、そういう参酌する部分について十分、そして朝倉市の基準として、こうあるべきだよというものを含めた中でされておるのか。私も全部は読み切ってませんけれども、中を見て、法律あるいは政令等々比較をしてみますと、そのままの基準が出てきておる状況のようでありますので、そのあたりは十分に検

討がなされて、そういう形になったのか。あるいはとりあえず今年度中にやらないやならな
いから、その基準を持ってきとくという言い方は悪いんですけども、そういうことでさ
れておるのか。副市長のほうから、基本的な考え方でよろしゅうございますので、答弁お
願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 地方分権の推進というのは、地方六団体としてもしっかり求め
て、実現していったような話ですので、まず朝倉市において、どれだけのものが必要
かということについては、各部各課のほうでそれぞれ見まして、結果として参酌基準な
りというようなものが出てきておるという実情ですので、それぞれの委員会の中で個別に
御説明して、御議論いただければというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と
いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた
します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案朝倉市コミュニティセンター条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。6 番中島秀樹議員。

○6 番（中島秀樹君） 施設の表の一覧の中に入っていない地域、例えば旧朝倉町とか旧杷
木町なんか入っていないようなんですが、この理由をお教えいただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） コミュニティ推進室長。

○コミュニティ推進室長（養父英輔君） 今回のコミュニティセンター条例につきまして
は、旧公民館をコミュニティセンターに移行しようという目的で条例制定するものでござ
いますが、朝倉地域には朝倉公民館がございます。ただ朝倉公民館につきましては、御存
じの方もいらっしゃると思いますが、朝倉地域生涯学習センターの中の一部を公民館とし
て今活用してあるということです。

これにつきましては、コミュニティ組織を立ち上げたときに、今までの公民館をぜひ残
してほしいという地元の意向がありました中で、現在、公民館として活用いただいております。

んですが、具体的に申し上げますと、議案の34ページの中ほどに施設名、具体的に四つの部屋を示させていただいておりますが、これが今現在、公民館の施設として利用をしているところ、もちろん一般貸し出しをしているという施設でございますけど、こちらにつきまして今回、このままこの部分だけをコミュニティセンターとして移行をしなくて、公民館条例を廃止をしまして、この部分については、朝倉地域生涯学習センターの全体の中の施設として、今度は文化課所管の施設に移行をするという形をとらせていただいています。

目的としましては、利用者で市民の方が、施設で同じ施設の中にコミュニティセンターの部分があったり、それから朝倉地域生涯学習センターの部分があったりしたら、非常に利用者がわかりにくいだろうという観点から、地域の方にも説明を申し上げて、この際、公民館をコミュニティセンターに移行しなくて、地域生涯学習センターの中できちんと施設を一括管理しながら、当然朝倉地域のコミュニティの方が自由に、自由というか、自分たちの思いどおりに使えるような形で残していくと、そういう形をとらせていただいています。

なお、杷木地域の生涯学習センターにつきましては、以前から、公民館を廃止した時点から文化課所管の中で管理をしております。そういうことで、今回、これに該当するところにつきましては、甘木地域の10公民館が移行をするという形になります。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今回、条例の廃止と、公民館条例の廃止とコミュニティセンター建設となっておるわけですが、私はひとつ考え方として、この公民館を整理をしていくということについては、朝倉市が今進めておりますコミュニティ事業、これを前に進めるために、今回の改正が基本になってくるのではなかろうかなというふうに思うわけですね。

ところが、この条例だけ見ますと、実は旧甘木市内の公民館、特に甘木地区の地域センターは除かれてますけれども、その全てだけがここで扱われておると。朝倉地域、あるいは杷木地域の4個のコミュニティ部分については、何も触れられてないわけですよ。これで本当に朝倉市のコミュニティが、一括的に推進ができていくのかなということをひとつ疑問に思うわけです。

なぜかといいますと、この朝倉市のコミュニティを推進するためのこの条例改正とともに、この10地区については、センターに職員配置がきちっとされておるわけです。センター長を置きます。職員を置きますとなっております。あとの朝倉、杷木については何も、どこにも出てないわけですね。どういう運営を、職員を配置するのか、しないのか、するのか、これもわからない。一方は条例でぴしゃっと整理をする。そういう、これはもう少し私は朝倉市全体のコミュニティとして、今後あるべき姿というのを、私はここでつくっていくべきではないかなというふうに思うわけですね。

センターというのを考え方とするならば、コミュニティ協議会とかそういう形のもので

なしに、朝倉市がコミュニティを推進するための中心施設だよというような位置づけをすれば、各杷木、朝倉地域についても、どこかにコミュニティの拠点があるはずですから、そこをセンターとして、そこに職員を張りつけれるような、そういう条例であって、私はコミュニティ推進がうまく行政の立場として推進をしていく。そして、地域を指導しながら一体でやっていく。そこに共同性というのが一律的に生まれてくるのではないかなという気がするわけですね。そういう形に何でならなかったのかな。ただ旧甘木の部分だけ、何でコミュニティとして扱うのかなという気がしてならないわけですが、そこ辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） コミュニティ推進室長。

○コミュニティ推進室長（養父英輔君） 今回、公民館をコミュニティセンターに移行した関係というか、流れとしましては、議員もある程度公民館にかかわっていただいておりますので、経過等はおわかりいただいている部分もあるんじゃないかなと思いますけど、公民館としてコミュニティ活動の拠点として使う場合に、いろんな制約がある中で、いまいち使いにくい、どうしても制約があるなということで、地元の要望もあつた中で、今回コミュニティセンターに移行したという部分がございます。

具体的にいえば、公民館の縛りの中では経済活動ができない。それから、政治、宗教関係はもちろんできない。制約の中で、今できる限りのことは、もちろんコミュニティの中でやってありますけど、コミュニティビジネスを今後考える中では、拠点として、特に甘木地域の公民館がそういったことを今後、コミュニティに移行した中でコミュニティとしてやっていく場合に、制約があるということで、コミュニティセンターにすればそこが外れると、そういった形で今回は縛りを、基本的には一つは縛りを解いた中で、新たなコミュニティをそこでつくり上げていこうという考え方のもとに、コミュニティセンターという形に移行をさせていただいていることを御理解いただければというふうに思っております。

ただ御意見いただきましたように、地域センターについては、ほかの朝倉、杷木については有効な施設を、どこかに拠点を市として責任を持って設けさせていただくという流れの中で、センターとまでは銘打っていませんけど、それぞれの必要な施設を、美奈宜の杜を含めてですけど、施設整備を市が借りる、受け入れとおしてやらせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） 言われる趣旨は、私はそれでいいと思うんです。なるべく使いやすいように、コミュニティ推進していくために、言われることは十分理解をしております。

ただ私が言っておりますのは、センターというのは一つの建物、ある部分だけを示さないで、朝倉市のコミュニティとするならば、センターという位置づけは、中心的な役割をする部分ですよ。地元を指導なり、一緒に事業する拠点ですよというような位置づけにし

て、どこかの事務所を置く、今言われる、置くわけですが、そこをセンターにして、一応の職員配置をここでやっていくべきではないかな、そういうことを明確にするべきではないかなと私は思っているわけですね。それが一番コミュニティが、これからさあ、再出発をしていくという部分であろうと。

これだけでも何で、そしたら言いたいですけど、3年も4年も何でこれだけの部分、かかるのかと言いたくなるわけですね。私はそういう全体のものをまとめ上げて、こういうセンター条例というものをつくって、お互いにこれからさらにコミュニティを推進をしていこう、協働でまちづくりやりましょうやというものに、私はしていく条例が欲しかったなと、一部でなしに。そういう位置づけをして、そうすることが平等な行政の立場であろうというふうに思うわけですから、お尋ねしているわけですから、今後そしたらほかのところ、朝倉とか、どういう位置づけで職員配置やらしていくとですか。

○議長（手嶋源五君） コミュニティ推進室長。

○コミュニティ推進室長（養父英輔君） 職員配置につきましては、それぞれ3名体制を基準として、甘木も杷木も朝倉も基準は3名基準として配置するというのを、以前の議会の、全員協議会だったかなと思いますけど、その中でお示しさせていただいておりますので、基準を、どこでも統一基準を持って配置をしていくということで約束させていただきます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） そこはわかるんですが、どこに、どういう形でどこ、嘱託職員になるということも聞いてます。そういうことはわかってます。朝倉と杷木は、ここはコミュニティセンターにセンター長と職員を配置しましょうと。朝倉と、あるいはコミュニティ協議会に配置するんですか、杷木は。あるいはコミュニティ、杷木のコミュニティ、4個のコミュニティに3名配置するんですか。こっちは公共施設に配置をする。一方は、任意団体に配置をする。これはおかしいんじゃないでしょうか。そういうものをきちっと整理をした条例に私はなしてもらいたいと、私は言ってるわけで、あとは委員会付託の中で、私はそういうことをお尋ねしましたが、審査がなされるであろうから、十分説明をしていただきたいというふうに思います。3遍でございますので、これで終わります。

○議長（手嶋源五君） 答弁はいいですか。

○9番（田中保光君） はい、いいです。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） これは総務文教常任委員会の付託案件になると思いますが、実は前に私ども制定しました甘木地域センター条例の中では、職員としては、事務局長その他必要な職員を置くことができるようになってるんですね。それから、朝倉生涯学習センター、杷木生涯学習センターにはセンター長を置くとか、ピーポートにも置くととはなってない。条例の中、きのう読みましたらありませんでした。

そのあたりの整合性を持っていないと、先ほど田中議員の質問にも関連するのですが、センターにセンター長その他の必要な職員を置くことができるとなると、コミュニティ組織の中の職員とセンター長の関係はどうなるか、非常に難しいわけですね。しかも、甘木は甘木地域センターにはコミュニティが入って、またコミュニティの事務局長がセンター長という考えもあるんじゃないかなあと。そのあたりの調整はされたのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） コミュニティ推進室長。

○コミュニティ推進室長（養父英輔君） 今お尋ねの件につきまして、まず甘木地域センターの分ですが、附則の中で示させて、30ページに示させていただいておりますように、4月から事務局長をセンター長に改めさせていただくようにしております。これは朝倉市コミュニティセンター条例を一括して整理をした中で、甘木地域センターだけが事務局長になるということが、かえってわかりにくいということで、センター長に統一しようということでさせていただいているところでございますが、考え方としましては、まずコミュニティ組織の登録に関する要綱というのがございまして、先ほどの田中議員の御質問とも絡むところがございますが、関連するところがございますが、登録の要綱の中で必要な事務局職員を置くという中で、事務局職員を置かせていただいて、それぞれの組織に配置をさせていただいてます。

今回のセンター長という考え方につきましては、当然それぞれ貸し館として、いろんな対外的な対応されるような施設でございますので、当然施設管理の責任者として、センター長という形で置くほうが対外的にわかりやすい。甘木地域センターの中で事務局長という表示で大丈夫であろうという考え方もあるとあって、そのあたり議論が、全体をコミュニティセンターに移行する中で、事務局長でも大丈夫だろうという議論もあったわけなんですけど、いろんな問い合わせをいただく中で、施設管理の責任として、センター長という表記のほうが、責任をきちんとそこに明示をされる。コミュニティの事務局長、それからセンターの事務局長と同じ、肩書きが違っても、同じ事務局長という名称であれば、そこに混乱を生じるであろうということで、そこをあえて分けて、わかりやすくするために、センター長という表記をさせていただいたということで、御理解いただければというふうに思っております。不十分な分があれば、また後で御説明申し上げたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 委員会付託の中では、コミュニティ推進室しかおいでにならないと思いますので、あえて質問させていただいているのですが、甘木地域センターは、それでは管理は文化課ではなくて、コミュニティ推進室となるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） コミュニティ推進室長。

○コミュニティ推進室長（養父英輔君） コミュニティ推進室で所管をしております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 先ほどから話題になっています地方分権一括法の改正と、それから介護保険の改正による二つの重なった条例の制定であろうと思いますが、今回の介護保険法の改正の中のポイントのどのあたりで、この条例が制定されることになるのか。朝倉市は特に高齢化率が高く、範囲も広いところでもありますので、この予防サービス事業の中身について、朝倉市独自のものがあれば、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 法律関係のほうは介護保険法、この議案は要支援、介護認定、介護保険の要支援を受けた方が対象のサービスに係る条例でございます、介護保険のほうは介護保険法の115条のほうに、今まで厚生労働省令で定めたものを市町村の条例で定めるということで、法的にはここの部分で改正がっております。

市町村のほうで独自の基準、参酌基準をどういうところで考えて制定したかと申しますと、これは上の94号条例と同じでございますが、上のほうが介護認定を、要介護の方が対象にしたサービスでございますが、同じ考え方でございますが、独自基準として考えまして制定しました部分は、既に市のほうで地域密着型サービスについては、指定・指導監督は市のほうが今いたしております。日ごろから実地指導等を各サービス事業者に行きまして、その上、それをしていく上で必要な事項を独自基準として定めさせていただきました。

具体的に申しますと、まず運営規程に、退去に関する留意事項、それと入居一時金の取り扱いについて、それとサービス記録等の保存年限を省令では2年となってるものを5年に延長するというものが1点。それと計画の評価について、モニタリングについて、その記録を少なくとも月1回、実施するようという規定を設けております。

それと個室以外の宿泊室を設ける場合の面積について、定員、7.43平米というふうに基準がございます。これは省令の基準がございますが、例えば2人部屋の場合とか、狭い部屋に2人となつた場合でも、全体で2人以上の部屋の全体に7.43を掛ければ、例えば1人の部屋、1人の割り当てが7.43以下になる場合とかもございますので、最低7.43以上は確保するようというのを設けております。

それとあとスプリンクラーの設置、スプリンクラーとその他自動消火設備の設置をするように追加しております。これ消防法施行令で一定の面積以上というのがございますが、これについては認知症の高齢者の方とかの入所なり通所施設でございますので、安全面を考えてこれは設置をしていただきたいということで追加しております。

それと建物及び設備等の整備に当たりまして、賃借をして施設整備をする場合は、長期にわたって使用できるものでなければならないというところを追加いたしております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案朝倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 事業所の指定についてお尋ねいたします。

介護保険法が最初できましたときには、朝倉市を四つのゾーンに分けて、こういう施設は高齢化率と人口に分けて、入居施設が何十床まではこの地域、A、B、C、Dの地域ではできるという基準があったと思いますが、この密着型に関しましては、下のこの条例の基準を満たしていれば、幾つでも認可できるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 96号議案というのが、29人以下の特別養護老人ホームの施設の定員と、あと指定を受ける事業者の資格についての条例でございますが、今のはどの部分、全体のことをおっしゃっていただいているのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 朝倉市の中で四つのゾーンに分けて、この部分の高齢化率であれば、グループホームは幾つまでできるとか、介護、高齢化施設のベッド数は幾つまでできるとかいう基準が最初ございましたが、それによって施設が余りふえないように、あるいは施設をふやそうという計画のもとに、介護保険法を施行してらっしゃると思いますが、この指定に関しましては29人以下、それから法人であるとかいう、この条件を満たしていれば、幾つでもその地域に、この施設が行いたいという申請をすれば、これが指定できるのかどうかという質問でございます。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 一応生活圏域というのを介護保険事業計画でも決めておりますが、今おっしゃった、幾らでもという、開設できるのかということについては、介護保険事業計画に、今でしたら24年から26年、3年間の介護保険事業計画の中で、現在のサービス料なり需要といいますか、入所なり利用される方を勘案しまして、その中

で一応計画、今回、今計画では地域密着型サービスは認知症高齢者、グループホームについては、ツーユニットで9人の定員で18床で、あと小規模多機能については2カ所というふうに決めております。ですから、無制限に整備、開設できるというものではございません。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 非常にいい条例だと思いますが、この基準に適合している公園が、今現在、朝倉市内で何%ぐらいあるのか。あるいは基準に適合してなければ、あと改善する予定があるのか、どれぐらいの計画であるのか、質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（末次和幸君） 特定公園についてですけども、今のところパーセントは持ち合わせておりません。今のところはわかりかねます。それと甘木公園内については、今までの参酌基準に基づいて公園施設を設置しておりますので、施設については参酌基準どおりにつくっているものと考えております。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案朝倉市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案朝倉市水道法施行条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案交通事故による損害賠償についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第101号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第102号議案市道路線の認定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第103号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第104号議案福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第105号議案福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第106号議案福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第83号議案及び第84号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時23分散会